

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇨ 売買として取り扱われるリース取引

**Q** : 当社は青色申告法人ですが、この度会社のパソコンを一式、リース取引で取得することになりました。リース期間は5年ですが、期間終了後もそのまま当社で使用できる契約になっています。この場合の税務上の取扱いについて教えてください。

**A** : 売買として取り扱われるリース取引に該当しますので、リース期間中に支払うべきリース料の額の合計額が取得価額になり、損金の額に算入したリース料の額が減価償却費として損金経理した金額となります。

### 【解説】

リース取引は、賃貸借契約のことをいいますが、ご質問のように期間終了後もそのまま貴社で使用できるような場合は、実質的に貴社が売買により取得したのと同じ効果がありますので、税務上は賃貸借契約として取り扱われず、売買取引により取得したものとみなされます。

このような場合、リース期間中に支払うべきリース料の額の合計額（その資産を事業の用に供するために支出した付随費用を含む）を取得価額とみなして減価償却の対象となり、損金の額に算入したリース料の額や付随費用の合計額が償却費として損金経理をした金額として取り扱われることになります。

なお、一定の要件を満たす場合には、平成15年度改正で青色申告法人に対して創設されたIT投資減税（取得価額の10%の税額控除か50%相当額の特別償却のいずれかを選択）の適用を受けることができます。

